

MUFG Focus USA Weekly

経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)
Director and Chief U.S. Economist

トランプ新政権発足、今後の政策方針を改めて提示

【要旨】

- ◇ 1月20日、ドナルド・トランプ氏が第45代大統領に就任した。就任演説では「米国第一」を強調。主張やスタンスは選挙前とそれほど変わっていないことが確認された。
- ◇ 就任後には早速、オバマケアについての大統領令が出された。また、プリーバス首席補佐官から省庁宛に規制全般についてのメモも出されている。
- ◇ 大統領選挙前にトランプ大統領が発表した『米国有権者との契約』では「就任1日目」のアクションとして18項目が示されていたが、20日のアクションは一部に止まったとみられる。「就任1日目」とは20日だけでは無い様で、閣僚承認状況等を睨みつつ23日以降に追加のアクションが幾つか発表されることになりそうだ。
- ◇ 20日に一新されたホワイトハウスのホームページには、主要な政策課題と対応方針が6項目に分けて掲載された。例えば「通商政策」部分では、北米自由貿易協定（NAFTA）は、まず“再交渉”を試み、次の選択肢として“撤退”があることが明確にされた。また、インフラ投資拡大については、就任演説で言及された一方、ホームページ上の政策方針においては「エネルギー政策」部分で“エネルギー生産からの収入を道路、学校、橋、公共インフラの改善に利用する”との副次的な記載に一先ず止まっている。経済政策については、2月にも発表されるとみられているトランプ大統領による「予算の概要」等が、経済政策の規模を具体的に掴む上で重要となるだろう。
- ◇ 閣僚については、20日夕方にジェームズ・マティス国防長官とジョン・ケリー国土安全保障長官が上院で承認されて就任した。閣僚の就任はやや遅れており、引き続き上院での承認状況が注目される。

トランプ大統領が誕生

1月20日、ドナルド・トランプ氏が第45代大統領に就任した。就任演説では「米国第一」を強調。主張やスタンスは選挙前とそれほど変わっていないことが確認された。

就任後には早速、オバマケアについての大統領令（Executive Order）が出された。オバマケアは新政権下で廃止・置換する方針のため、現行法の適用を可能な範囲で遅らせるように関係省庁へ指示したものと捉えられる。また、プリーバス首席補佐官から省庁宛に規制についてのメモ（Memorandum）が出された。新規または適用を猶予している規制は、新閣僚によるレビューが終わるまで実施しないように指示するものである。

大統領選挙前にトランプ大統領が発表した『米国有権者との契約』（後掲参考表1）では「就任1日目」のアクションとして18項目が示されていたが、20日のアクションは一部に止まったとみられる。「就任1日目」とは20日だけでは無い様で、閣僚承認状況等を睨みつつ、23日以降に追加のアクションが幾つか発表されることになりそうだ。なお、金融市場で注目されていた「中国の為替操作国への認定を財務長官に指示する」点は、事前のメディアインタビュー等でトランプ大統領が話していた通り20日は見送られている。

ホワイトハウスのホームページでは、今後の政策方針が改めて示される

20日に一新されたホワイトハウスのホームページには、主要な政策課題と対応方針が6項目に分けて掲載された。そのうち、経済政策関連の概要が第1表である。従来の主張と同様ではあるが確認をしておきたい。

「雇用・経済」部分では、税制改正、規制緩和、通商政策で向こう10年間で2,500万人の新規雇用創出と年4%の経済成長を目指すとされている。なお、製造業は米国経済の“支柱（backbone）”と表現されている。

「エネルギー政策」部分は、議会共和党との意見の不一致が少ないためか詳細に記述されている。規制緩和等によりクリーン石炭等も含めた各種のエネルギー生産の増加を目指す。再生可能エネルギーへの言及は無いが、環境への責任については最後に触れられている。

「通商政策」部分では、環太平洋経済連携協定（TPP）からの撤退に言及。北米自由貿易協定（NAFTA）は、まず“再交渉”を試み、次の選択肢として“撤退”があることが明確にされた。関税の引き上げについての具体的な言及は無い。なお、細かい点だが、貿易違反の特定は、『米国有権者との契約』では「商務長官と通商代表部（USTR）代表に対して指示する」とされていたが、今回は「商務長官に対して指示する」とされ、USTR代表は省かれている。

「移民政策」部分では、引き続き国境への壁建設に言及。メキシコからの資金拠出については触れられていない。移民政策については治安維持の観点から主張されている。

なお、インフラ投資拡大については、就任演説で言及された一方、ホームページ上の政策

方針においては「エネルギー政策」部分で“エネルギー生産からの収入を道路、学校、橋、公共インフラの改善に利用する”との副次的な記載に一先ず止まっている。

第1表:トランプ政権の経済政策方針
(ホワイトハウスのホームページに1月20日に掲載された内容のみ)

雇用・経済	<p>【雇用と経済成長を取り戻す】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国経済をかつての軌道に戻すため、トランプ大統領は向こう10年間で2,500万人の新規雇用創出と年4%の経済成長を目指す大胆な計画を説明してきた。 ・まず税制改正。所得税は全ての課税所得区分で税率を引き下げて簡素化。法人税率も引き下げ、時代遅れな税法を改善する。 ・連邦規制は、2015年だけで米国経済に2兆ドル以上の負荷となった。このために、トランプ大統領は新規の連邦規制の一時停止を提案してきた。省庁に対して、雇用に悪影響がある規制を特定し廃止するように指示している。 ・既存の貿易協定の再交渉と将来の協定交渉に強固なスタンスで臨むことで、高賃金の仕事を米国へ戻し、米国経済の支柱である製造業をサポートする。
エネルギー政策	<p>【米国第一のエネルギー政策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「気候行動計画」や「Waters of the U.S. rule」等、有害で不必要な政策を撤回することにコミット。これらの制約が無くなれば、米国労働者の賃金は向こう7年間で300億ドル以上増加する。 ・米国には推定50兆ドルの未開発のシェール、原油、天然ガスが埋蔵されている。エネルギー生産からの収入を道路、学校、橋、公共インフラの改善に利用する。 ・安価なエネルギーは米国の農業活性化にも繋がる。 ・グリーン石炭技術と石炭産業の再生にコミット。 ・国内エネルギー生産の増加は、経済へのプラス影響に加えて、安全保障上の恩恵も。OPECカルテルや米国の利益に敵対する国からのエネルギー自立にコミット。同時に、対テロ戦略の一環として、湾岸諸国とポジティブなエネルギー関係を築くべく協働していく。 ・このようなエネルギー推進は、環境への責任と共に歩まなければならない。環境保護局(EPA)の基本的なミッションを、きれいな空気と水の保護に再設定する。
通商政策	<p>【全ての米国民のためになる貿易協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TPPからは撤退。如何なる新規の貿易協定も米国労働者に恩恵があることを確かにする。 ・NAFTAは再交渉する。もし相手国が米国労働者に公平となる再交渉を拒む場合には、大統領はNAFTAからの撤退を通知する。 ・貿易協定に違反し米国労働者に損害を与えている国々に対し断固たる処置を取る。商務長官に対して、全ての貿易違反を特定し、連邦政府が使用可能な手段を用いてそれらを無くすことを指示する。
移民政策	<p>【法執行機関の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法移民、ギャングと暴力、薬物の流入を止めるため、国境に壁を建設。 ・国境関連の法執行を強化。不法移民に寛大な保護都市を無くす。不法移民についての無法状態を解消する。 ・凶悪犯罪歴のある不法移民を送還。

(資料)ホワイトハウス資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

当面の注目点

閣僚については、20日夕方にジェームズ・マティス国防長官とジョン・ケリー国土安全保障長官が上院で承認されて就任した。上院での投票結果は、マティス国防長官が賛成：98、反対：1、ケリー国土安全保障長官が賛成：88、反対：11であった。閣僚の就任はやや遅れており、引き続き上院での承認状況が注目される。

経済政策について、足元の議会では、オバマケアの廃止・置換が優先順位の高い政策として議論されている状況だ。目先の注目点は前述の通り『米国有権者との契約』で示された「就任1日目の施策」が追加でどの程度発表されるのか、また向こう3ヵ月程度では同じ『米国有権者との契約』で示された「就任100日以内に提出し可決を目指す10の法案」の動向が注目される。また、2月にも発表されるとみられているトランプ大統領による「予算の概要」等は、経済政策の規模を具体的に掴む上で重要となるだろう。

参考表1:トランプ大統領が選挙前に発表した『米国有権者との契約』の記事事項

就任1日目の施策	
【ワシントンの汚職・特定利益との癒着を無くすための6つの施策】	
1	議員の任期に制限を設ける憲法修正を提案
2	連邦政府職員数を自然減を通じて減少させるため新規雇用を凍結（軍・公安・公衆衛生関連は除く）
3	新たな連邦規制1つに対して2つの既存の規制を廃止することを要求
4	ホワイトハウスと議会の役職員が退職後5年間にロビイストになることを禁止
5	ホワイトハウスの役職員が外国政府のためにロビー活動を行うことを永久に禁止
6	外国人ロビイストによる米国の選挙のための資金集めを全面的に禁止
【米国の労働者を守るための7つのアクション】	
1	NAFTAの再交渉乃至NAFTAから脱退する意思の発表
2	TPPからの撤退の発表
3	中国の為替操作国認定を財務長官へ指示
4	商務長官と通商代表部（USTR）代表に対して、米国労働者にとって不公平な貿易慣行を特定し、米国の法律と国際法の下での全ての手段を用いてそれらを無くすことを指示
5	50兆ドルの価値がある雇用を創出するエネルギー生産（シェール・石油・天然ガス・クリーン石炭等）に対する規制を撤回
6	オバマ・クリントンの妨害を取り除き、キーストン・パイプライン等の活力あるエネルギー関連インフラ計画を認可
7	国連気候変動プログラムへの支払いを中止、米国の水資源・環境インフラの整備に資金を活用
【治安と憲法規範を回復させるための5つのアクション】	
1	オバマ大統領による憲法違反の大統領令、メモ等は全て廃止
2	スカリア最高裁判事の後任の選考を開始（憲法を遵守する20人の判事のリストから選ぶ）
3	不法移民に寛大な都市（保護都市）への連邦補助金を停止
4	200万人以上の犯罪をおかした不法移民の送還を開始、受け入れない国に対してはビザの発給を停止
5	身元調査のできないテロの温床となっている地域からの移民受け入れを停止、入国時の身元調査を厳格化

就任後100日間に提出し可決を目指す10の法案		
1	中間層減税と税制簡素化の法案	年4%の経済成長と少なくとも2,500万人の雇用創出のため、大規模な税率引き下げと税制簡素化、貿易改革、規制緩和、エネルギー関連の規制の撤回を実施。最大の減税は中間層向け。子供が2人いる中間層世帯は35%の減税に。所得税の税率適用区分を7段階から3段階へ引き下げ。税申告書を大幅に簡素化。法人税率を35%から15%に引き下げ。数兆ドルに上る米国企業の海外滞留利益は10%の税率で還流を可能に。
2	企業の海外移転を防ぐ法案	企業が他国へ配置転換し、製品を無税で米国へ送るために労働者を解雇することを阻止。そのために関税を設ける。
3	米国のエネルギーとインフラ法案	官民パートナーシップと税制優遇措置による民間投資を通じて、今後10年間で1兆ドルのインフラ投資を実施（歳入中立）
4	学校選択と教育機会の法案	親が子供の学校を選択できるように、教育予算の用途を変更。全米共通の教育基準であるコモン・コアを廃止し、教育監督を地域コミュニティへシフト。職業教育・技能教育を拡充。2年制・4年制カレッジの授業料を手頃に。
5	オバマケアの廃止と置換の法案	オバマケアを完全に廃止し新制度へ置換。医療貯蓄口座（HSA）利用を拡大し、州を跨いだ保険購入を可能に。メディケイドの予算は州が管理。食品医薬品局（FDA）の官僚主義を改善し、現在4,000以上の医薬品が承認待ちの状態にあるが、命を救う医薬品の承認を迅速化。
6	子育て支援と高齢者介護の法案	育児費用、高齢者介護費用の税額控除を可能に。職場に育児施設を設けることへの企業向けインセンティブを付与。育児や介護のための税金のかからない貯蓄制度の創設。
7	不法移民を無くす法案	メキシコが後日全額支払うとの理解に基づき、南の国境に壁を建設する予算を設ける。本国送還後に不法に再入国した者には最低2年の刑務所服役、重罪又は2回以上の本国送還後に不法に再入国した者には最低5年の刑務所服役を課す。ビザルールについては、期限切れ滞在への罰則を強化し、求人において米国労働者へのオファーを優先するように改革。
8	地域の安全を回復する法案	凶悪犯罪に対するタスクフォース創設や、警官の訓練プログラムへの支出拡大を通じて、増加している犯罪・薬物・暴力を減少させる。連邦法執行機関と連邦検察の予算を増やして、犯罪組織を解体し、暴力犯罪者を刑務所で服役させる。
9	国家安全保障を回復する法案	国防費の強制削減措置を中止し、軍事関連の投資拡大により軍を再建。退役軍人に対し、公的な退役軍人省の治療又は民間医療の利用を可能に。重要なインフラをサイバー攻撃から保護。入国管理で新たなスクリーニング手続きを導入。
10	ワシントンの腐敗を浄化する法案	腐敗を一掃するため新たな倫理改革を実行。特定の利益団体からの政治への不健全な影響を抑制する。

(資料)『米国有権者との契約』より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2017年1月20日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.